

こんにちは
保健師 です



健康診断を受けて 健やかな1年を！

自分では健康だと思っけていても、病気は気づかないうちにじわじわと進行しているかもしれません。健診はあなたのからだを総点検する絶好の機会です。積極的に受診して健康な生活設計の軸にしましょう。4月下旬に1年間の健診申込票をお配りしましたが、まだ申込みできますので、保健福祉課衛生係までお問い合わせください。

・健診を効果的に受けるためのポイント

- ① 年に1回は健康診断を必ず受診する
- ② 健診の結果は大切に保管する
- ③ 精密検査が必要なときは必ず受診する

ご存知ですか **人権擁護委員制度**

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。
錦江町には町長から推薦され、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおられます。



白川 弘 (鳥井戸)
TEL 22-0242



岩下 啓式 (神川上)
TEL 22-3488



小牧 唯憲 (馬場)
TEL 25-3714

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

悩みごと
は

行政相談委員に相談してみませんか

錦江町では、次の方が行政相談員として総務大臣から委嘱されています。

行政相談員は、皆さんの相談相手として、国の役所などの仕事に対する疑問や要望及び相談事について、直接助言したり、関係機関に通知・照会し、その結果をご回答するなど皆さんの身近な相談窓口となっています。

行政相談委員が、次のとおり定例（巡回）行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。相談は無料、秘密は守られます。

行政相談日 5月17日（火）
場 所 ◆本庁役場3F会議室 午前9時～12時
◆神川地区公民館 午後2時～4時
◆開発センター 午前9時～12時

行政相談委員

長濱 正秀 (本町)
TEL 22-0171
小路 幸一 (早瀬)
TEL 25-2723